

別紙

令和 8・9 年度 競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）の取扱について
（※本申請は、確実に入札参加できることを保証するものではありません。）

第 1 電子申請及び書面申請の概要及び証明書類の入手方法

1 電子申請の概要（電子申請をした場合は、書面申請は不要）

インターネットを利用し、申請者が共同審査ポータルサイトに電子申請することにより、市町村毎に作成する書面申請書類の作成及び申請書類の持参又郵送が不要となり、事務の軽減が図れる申請方法である。

【電子申請に係る用語の説明】

項 目	名 称	略 称
運営主体	北海道市町村入札参加資格共同審査協議会	共同審査協議会
運営主体事務局	一般財団法人北海道建設技術センター（札幌市）	
審査名称	北海道市町村入札参加資格共同審査	共同審査
システム名	北海道市町村入札参加資格共同審査システム	共同審査システム
サイト名	北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（申請受付窓口）	共同審査ポータルサイト

2 書面申請の概要（書面申請した場合は、電子申請は不要）

- （1）従来通り紙の申請書類を建設課管理係に提出または郵送する申請方式
- （2）当町のみの申請を想定しており、持参又は郵送に限る。

3 オンラインによる国税の証明書類の入手方法

- （1）アクセス先：e-tax（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）
- （2）電子申請場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書（PDF）を共同審査ポータルサイトにアップロードする。
- （3）書面申請の場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書（PDF）を印刷して町建設課管理係に各申請書とともに提出する。
- （4）国税の納税証明書の問い合わせ先
倶知安税務署 電話番号：0136-22-1192

第 2 資格要件（電子・書面申請共通）

1 基本的資格要件（電子・書面申請共通）

京極町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下、「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- （1）地方自治法施行令（以下、施行令と略す。）第 167 条の 4 第 1 項（同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- （2）施行令第 167 条の 4 第 2 項（同第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- （3）納付すべき税の滞納がないこと。（未納額のうち、納期未到来額を除く。）
- （4）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。

- (5) 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。

2 審査基準日（電子・書面申請共通）

- (1) 定期申請の審査基準日は、令和7年12月1日とする。
(2) 随時申請の審査基準日は、申請しようとする月の最初の日とする。

3 資格の種類ごとの要件（電子・書面申請共通）

(1) 物品・役務の資格要件

- ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。
イ 法人の場合は、商業登録簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。
ウ 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可とする。）
削除

4 資格要件の特例

上記において、営業年数に係る要件が設けられている場合であっても、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された協業組合が次のいずれかに該当するときは、営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。
(2) 企業組合及び協業組合にあつては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請について

1 電子申請の受付

(1) 定期申請期間

令和8年12月10日(水)～令和9年1月30日(金)（受付期間中は24時間受付であるが、開始日は9時00分から、終了日は17時30分まで）

(2) 随時電子申請期間（変更申請及び届を含む。）

令和8・9年度の随時申請期間は、「令和8・9年度北海道市町村参加資格共同審査申請の手引き（物品・役務編）2025年10月版」の62頁に記載されている。

2 書面申請の受付

- (1) 受付期間 令和8年12月10日(水)～令和9年1月30日(金)までとする。

※上記受付期間後は、随時受付（変更申請及び届を含む。）とする。

- (2) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。

（提出に係る受理票の発行を希望する場合は、「切手貼付済みの返信用封筒」を同封すること。）

ア 郵送の場合（期間内必着）

あて先 〒044-0101

北海道虻田郡京極町字京極527番地

京極町役場 建設課管理係（入札参加資格申請受付担当）

イ 持参の場合

受付時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（開庁日のみ）

受付場所 京極町字京極 5 2 7 番地
京極町役場 2 階 建設課管理係

3 電子申請の方法

(1) 物品・役務

共同審査協議会運営する共同審査システムの共同審査ポータルサイト
(<https://www.hoctec.info/kyoshin/>) にログインして、該当電子データ様式を入手し、
必要事項を入力後、添付書類とともに PDF 化して登録をする。

(2) 電信申請・共同審査に関する問い合わせ先

一般財団法人北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当
電話番号：0 1 1 - 7 3 3 - 2 3 2 2 E-mail : kyosin@hoctec.or.jp

(3) 参照書類

- ア 電子申請の流れは、別紙（電子） 1
- イ 【電子申請】市町村物品・役務編共通書類は、別紙（電子） 2
- ウ 【電子申請】業種別分類表（物品・役務）は、別紙（電子） 3

4 書面申請の方法

(1) 申請様式

- ア 【書面申請】競争入札参加資格審査申請書（物品・役務） 1 部
なお、【書面申請】競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）の内容が全て網羅されている申請書であれば、申請を受け付けるものとする。
- イ 添付書類は、【書面申請】競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）の第 6 面を参照し、該当する書類を提出してください。

(2) 参照書類

- ア 業種別分類表及び営業許可一覧表は、【書面申請】競争入札参加資格審査申請書（物品・役務）の第 7 面を参照してください。

(3) 書面申請に関する問い合わせ先

京極町役場 建設課管理係（入札参加資格申請受付担当）
電話番号：0 1 3 6 - 4 2 - 2 1 1 1

第 4 資格の有効期間

建設工事等の資格の有効期間は、令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 3 1 日とする。

第 5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

(1) 第 2 に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

※正当な理由のない各種税を滞納した時点においても、当該資格を失うので留意すること。

(2) 営業に監視、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき

第 6 再審査の申請について

1 次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

番号	変更事項	添 付 書 類
1	相続	ア相続を証する書面（戸籍謄本（写し可）、分割協議書（写し）等） イ相続した者に係る市区町村長発行の身分証明書（写し可）
2	合併	(1)合併された企業が法人の場合 ア合併契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し）

		イ解散登記に係る履歴事項全部証明書（写し可） （解散登記未了の場合は、合併に係る総会議事録の写し） ウ存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類 (2)合併された企業が個人の場合 ア合併を証する書面 イ存続又は新たな法人に係る資格審査申請書及び添付書類
3	事業（営業）譲渡	(1)譲受人が法人の場合 ア譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ登記事項証明書（写し可）（譲渡に関し、登記の必要なもの） (2)譲受人が個人の場合 譲渡契約書（写し） (3)譲受人が非資格者の場合 ア譲渡契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ譲受人に係る資格審査申請書及び添付書類
4	会社分割	(1)承継した者が資格者の場合 ア新設分割計画書又は吸収分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ分割登記に係る履歴事項全部証明書（写し可） （分割登記未了の場合は分割に係る総会議事録写し） (2)承継した者が非資格者の場合 ア新設分割計画書又は吸収分割契約書（写し）、公正取引委員会の届出受理書（写し） イ承継した者に係る資格審査申請書及び添付書類
5	中小企業組合等の構成員の変更	(1)組合員が脱退した場合：脱退を証する書面 (2)新規に加入した組合員がある場合：加入を証する書面

2 申請様式 競争入札参加資格変更審査申請書（変更様式(書面)1）

第7 変更届の提出について

1 次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

番号	変更事項	添 付 書 類
1	商号又は名称	【法人】 ：履歴事項全部証明書（写し可） 【個人】 ：変更を証する書面
2	法人の代表者氏名	履歴事項全部証明書（写し可）
3	所在地（本店）	【法人】 ：履歴事項全部証明書（写し可） 【個人】 ：住民票又は営業証明書等（写し可）
4	組織 個人⇒(有)	履歴事項全部証明書（写し可） その他町長が必要と認める書類

	⇒(株)など	
5	受任者(支店長等)	年間委任状
6	使用印鑑	個人の場合は印鑑証明書の写し
7	電話番号	
8	工種・業種の追加	許可登録通知書、履歴事項全部証明書、 その他契約書等の事業内容が確認できる書類の写し
9	その他(許可、登録等)	許可登録等の写し

※その他必要に応じ、関係書類の提出を求める場合があります。

※変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

2 申請様式 競争入札参加資格審査申請書変更届(変更様式(書面)2)

第8 年間委任状について

年間委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の代表者に一定の期間を通じて入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。

年間委任状は、特に申し出がなければ2年(度)間(令和10年3月31日まで)有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、前記第7の変更届け併せて改めて年間委任状を提出するものとする。

第9 代理申請委任状について

代理申請委任状については、申請者が代理人を定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更申請等)において、権限を委任した場合に提出するものとする。

第10 その他

災害等によりやむを得ない事案が生じ、本申請とは別に町長が必要であると認めた場合、臨時的に限り申請を受付する場合がある。